

## 板野東部消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

板野東部消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、策定する特定事業主行動計画である。

### 1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

消防組合では、継続的に女性職員の活躍を推進するため、消防本部総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について行うこととしている。

### 3 女性職員の活躍の推進に関する事項

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。また、厳しい財政状況の折、限られた人員の中で、高度多様化する住民ニーズに 대응していくことは容易ではないが、このような状況の中にあっても、本計画を通じ、男性も女性も、子どものいる人もいない人も、職員全員で支えあい活躍できるような職場環境づくりに努めます。

#### 【1】採用の女性割合

- 平成 29 年 4 月 1 日の新規採用職員数は 3 人で、そのうち女性は 1 人である。
- 職員採用に当たっては、公募により試験選考を行っており、年度によって男女比は異なるが、現在は女性にも門戸を広げている。

#### 【2】継続勤務年数の割合（平成 29 年 4 月 1 日現在 実員 88 名）

勤務年数	5 年未満	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	25 年以上
男性職員	13	13	7	20	18	14
女性職員	2					1

#### 【3】管理的地位にある職員に占める女性割合（平成 29 年 4 月 1 日現在）

- 男性職員 16 人
- 女性職員 1 人

#### 【4】各階級段階に占める女性職員の割合（平成 29 年 4 月 1 日現在 実員 88 名）

階級	消防士	消防副士長	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長
男性職員	23	7	23	23	8	1
女性職員	2			1		

#### 【5】各役職段階に占める女性職員の割合（平成 29 年 4 月 1 日現在 実員 88 名）

階級	係	主任	係長	課長補佐	主幹	課長	署長	次長	消防長
男性職員	29	10	24	4	9	4	2	1	1
女性職員	2				1				

#### ◇女性職員の登用及び採用

女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

##### 管理的地位への女性職員の登用

管理的地位にある職員に占める女性割合を、現状を維持することを目標とする。

##### 総職員に対する女性職員の割合

平成 29 年度より、女性職員の配置人数は 3 名 (3.4%) であり、現状を維持することを目標とする。

#### 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 平成 28 年度より、係長・課長補佐・主幹・課長の各役職段階における人材育成を行う。
- ② 平成 28 年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- ③ 平成 28 年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修への派遣を行う。
- ④ 平成 28 年度より、採用試験説明会に積極的に参加し、公務員を志望する女性に受験を呼びかける。
- ⑤ 平成 28 年度より、育児休業等の両立支援制度を利用したことのみによって、昇格・昇任に不利益とならないよう取扱いを見直す。